

第 4 期地域自立支援協議会に向けて

幹事会・事務局

1. 第 4 期地域自立支援協議会の方向性について

この間の法改正により、地域自立支援協議会の果たすべき役割はさらに重要性を増すこととなった。

これまで、第 1 期から第 3 期の地域自立支援協議会で積み上げてきた貴重な議論を踏まえ、次期以降の取組がさらに充実したものとなるよう引き継いでいく必要がある。

第 3 期の幹事会における意見交換の中では、たとえば下記の取組については第 4 期の活動内容として早期に実現が望まれる内容として整理した。

A. 当事者のより積極的参画に向けた取組

(例：知的障害者の当事者委員の検討など)

B. 開かれた協議会のさらなる発信力の強化

(例：シンポジウムの継続的实施などで当事者、事業者へ発信)

(例：協議会の協議内容を障害者福祉推進協議会計画部会の議論につなげる)

新たな相談支援体制の中で、それに見合った地域自立支援協議会のあり方の議論が必要になっている。

これ以外の具体的取組内容については、区全体の相談体制再編が 25 年度からスタートすることも踏まえ、本日の協議会での議論も受けて、第 4 期の検討の中で確定していきたい。

2. 区の組織改正に伴う変更点

地域自立支援協議会の事務局が障害者生活支援課から障害者施策課に変更(平成 25 年 4 月～障害者施策課地域ネットワーク推進係において所掌)